



維納展覽會布告

913



114
A3634



大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

千八百七十三年ブイナ大展覽會布告

第一

今般澳地利皇帝陛下非常の主張を以て来一千八百七十三年ブイナに於て萬國展覽會を興行を爲し是を近代開化の形勢を示し人生経済の全路を開き高開化の進歩を増さむんと趣意あり此會をブイナと稱する帝の園囿を一般に造営な

才建家控
開場之日即未一千八百七十三年才
五月一日開場同年才十月亦一日開場の事

才二

次ニ挙るを今敢て展覽會ニ可差出種類多也
即二十六局ニ分つ

才一 礦山術 製金術

才二 耕作術 園丁術 樹林術

才三 倉庫術

才四 人工の食物類

才五 織機術 衣服

才六 製皮術 ゴム製方

才七 金屬細工

才八 木材細工

才九 石器土器硝子細工

才十 水道及心玩弄物

才十一 紙製造及筆紙類

才十二 彫刺物書画

才十三 運轉器械系用法

才十四 窮理器械外科道具

才十五 音樂器械

亦十六 軍術

此乃軍備及び疾病麻傷の取扱等ニ属するもの、其の趣意は西
方は其の包括也

亦十七 海軍

此乃海湖河を航行する事及び造船、船中の用立、海軍、陸軍の
建築、救命艇及び難航救助の術等、其の趣意を包括也

亦十八 器械製造、製鉄、建築術

此乃道路、鉄道、水道、水を氣運するの術、水溢溝、川堤防、築方、
私定、少屋及び公舎、戲場、病院、浴室、洗房、家の雛形及び
其の方弄、照燈、風扇、暖室の法ら等を示す也

亦十九 私人家屋并其造作在飾

亦二十 借屋并其造作家財諸器

此乃乃に於て各國人民の室内暮らりの様子を示す也

亦二十一 國產物

此乃に於て、左飾物、陶器、織物、その外、其國產の物品を
雛形等を用展也

亦廿二 博物館

此乃の趣意を此に及ぶ世界博物館の善美を述ゆ、其の趣意は
たゞその所、國産の近世技巧の博物館の模範法を示し、且つ
ロンドンの南ケンシントンの博物館及びブライタ、ペーリ、
モスコ、等の博物館を示す也

亦廿三 宗教、國産の諸藝

此乃、拜神の儀、用する精巧の工藝、その外、其國產の
諸物を用展也

亦廿四 好事家并其蔵の古珍器

此乃の見物人として、私蔵の珍器を以て、其趣意を及ぶ
たゞ也

亦廿五 現今の珍器等

はるを多し百二十年ロンドンの展覧會後より産したる細工物と
を括る

才廿六 教育 教方等

此局甲部を小児教育の裨益を以て諸事後回を承らるるに主として
校へ入るべきの理を智を作法の理解を以て
乙部は小学校より師学校まで進むべきの教法及び学校の諸事
を以て

丙部は文学、板行、交友、書庫、おての書き物、おし諸術、諸物、展用
がら多し、又、教育、教法、同する全備の物件を示るに由り

第三

爰其大益を示し之に先諸器械を備、其装置用方并其運
轉を示し假令裁縫機、織機、電信機、画像機等也故
其爰の爰遷の畧論を設と申す由り且機械製造物も細
工物等と排置多し或は機械製造の細工と勝る事と示し

或は手細工の機械製造を補ふて産物繁生のた
尤も要用ある旨を示す

才四

是より種々の時代を製造したる令權の産物も
夫より多しまたる代價及び其見本雛形を添へて
示るに右に種々の物、素世母の實驗を以て變
化し且時勢の爰遷も之の徑路も要用なる事
驗の繁盛せし事を示るに

才五

今より前を回顧して製造の進歩を以て甘学術の

を身せしるを示し是は不用の属したる物を以て要用品を製し進く事物の変遷せし事を示し且不用物と製したる物品と其前の製造物及び千八百五十一年龍嶺の第一展覽會以来の發明産物とを比較して學術の進化を示し

第六

此會又物價の変遷を示し依て産物の出たる各地方より要用品の定價を出し尤も可成丈以前よりの相度を示し五年間のあらを以て順序を立てて表し且其物品の見本を展開

五

第七

世界通商貿易の関する物産一般の変化を示し是は各國通商港場貿易品の見本を展開

右の尺中の諸夫其元變主用定價及び輸出入の多寡を記し且十年前の港の航海貿易詳なる表記を示し

第八

本明細表の助けに依り此會の利益を補つた

の趣意を千八百五十一年龍動第一展覽會以來
各國其政府の記録より出づる工業の進歩を示す
たの此會の諸屬より取行はるる假令ハ土地開
拓の幅員増加耕作物産年々の多量地面の價直
金錢の利息鐵道の上り方人口等の増加の諸表
記を千八百五十五年巴里千八百六十二年龍嶺
千八百六十七年巴里小開きたる三の博覽會に
於て展開せし如く示す也
依之此會場に於て夫々屬を區分して産物の生
産する國を示す也

且爰に示す諸種の物品の委敷事即差出人の
姓名其物品の明細書并直段是の差出人の姓名を其各品
に札を貼して示す
又其他一般の利用となる化品等を持出人の願
により其物品の元價及び進歩したる経緯并年
くの如

来言等の要件と記載して出版せんと
すとの乞ふ時は随分其記録と筆記
或ハ印りして其展開する物品に添
由魚一

第九

此會として格別世教の益あら
ぬもの多し新規として是れを録す
人の知らざる品物の経験等と互に
校せんすを以て其地を施すは
其地を施すは其地を施すは其地を施すは

教お揃置置一假令、葡萄酒産物
より、其試験と為る一即ち葡萄
菊と湿色其水汁と後、術と施と
一越歴の用法、関と、各種の器
械、小道具と用申、試験室多、学
利益、此級分捕の蒸気耕、耙、杖、蒸気
防火機、陸蒸氣機、及び通例の
器械等の試験と示す一
又、この簿を、於て右等、之等の簿釋
と、夫、讀問と、一且、外國物品の甲

乙附と出さ、一假令、砂糖と製
する、茶、葉と耕、耙、杖、蒸気
械の如き者一

第十

其性質、より、長き百展開、此物
品、此會の百、一、此物、此物
一、右の物品、即ち生動物、之、馬、牛、
羊、豚、犬、猫、鳥、獸、魚、類、此物
家禽、野獸の肉、豚、脂、類、
牛乳、乾酪等

生薬、生薬、花、植物等

開拓、樹藝、術、害阿、生植物等

度力の試方、其動物の引、力、を、あ、て、し

又、純良、ある、馬、と、展、開、する、時、ハ、一、般、の、競、馬

と、な、る、也、一、右、競、馬、に、於、て、景、物、と、出、を

一、一、

遊、戯、競、歩、等、の、行、数、并、勝、負、等、の、類

ハ、皆、備、置、し、

展、開、する、所、の、浴、衣、と、な、る、食、物、を、衆、人

之、と、嘗、試、し、多、く、休、息、所、試、即、大、嘗、と、取、建、

つ、ゆ、一、は、所、に、於、て、其、物、品、の、出、入、人

其、品、物、の、尺、本、と、買、得、也、一、或、は、調、理

し、て、も、買、得、し、と、得、也、一

才十一

此、會、の、旨、の、要、用、ある、事、性、と、討、論、を、

多、く、會、議、と、設、く、也、一、右、を、展、開、

會、上、に、論、じ、し、又、は、展、開、大、會、議、

を、設、く、し、す、也、一、又、は、中、学、者、術、者、醫、

者、及、び、工、建、築、学、士、器、械、者、高、法、司、為、

尋、常、及、諸、員、を、懸、一、た、る、經、濟、家、開、拓

樹藝鑛山司ボの會合ある處一右會徽
を極き事件の内を一般人民の俗の用
化、諸術の進歩擴充、器械の大有り助
力よりて運輸の便利、樹藝學の理解、
市場の善法及び新法、及の料理及び
貯蓄食物の新法、依て今物の價と
減ゆる、小兒教育法、幼年健康
術、不具の心見の療法、婦人の教育
及其禮式ボ

才十二

各國の使者、与る位地の區別、地理
方志多うん其場と分つ處一即ち其
國自然の位地、基き西より東、勉免
て其順序を立て其物産の出る各
地方の位地とわく志む處きと要を

才十三

才二章、記したる諸局を區分する
て付てハ物品差出人の撰り、隨其
物品と排置せんと望む局と指示を
事とす處一

第十四

此會に於て一般の監察官に其物品に
賞標を付し推し命を與へ物品を出し
人に若其監察の裁判と致し又其
形をぬりしと申出を與へ一歩一歩
其旨を記して其物品に貼して
監察官より与ふる監定書に如し
(甲) 細工物の賞標ハ 精細工術ノ賞標 medal fine arts.
と記を與へ

for

ト 漬物、出汁(肉汁)、カイキウ 携汁、濃乳汁、
エルブスワルスト、漬物、野菜、漬肉)

チ 烟草及其種類

リ 砂糖菓子、生姜入の菓子、香煎、茹蕪の
代りある物等

又 右物品製造の發明進歩のり
リ 其産物の称量

イ 織機ニ用ゆる晒羊毛及髮、打羊毛、
及以織細の毛絨羊毛布、毛氈、毛衾、

口 ^{木綿} 金糸、入羅紗、木綿、毛織、交の女服、
絹、絹、絹織物、索繩、

ハ 麻、イチビ、亜麻、及び他の織緯、絲、紬、織物、又女服、屏風、疊、等の^{ウチ}、藁の織物、蘆葦、木皮、毛糸の網、及び繩等

ニ 生絹、絹、製絹、糸、及び絹、糸、を製し、糸、物、絹、糸、の屑

ホ 金、銀、入の衣服、及び縫箔

ト 糸、縁、衣服の全備、上着、帽子、女の被り物、

チ 当、長靴、手袋等

リ 家財の莊飾、壁、張、布、暖簾、寢可道具等

又 造り花、及び羽根、細工物

ル 右産物製造の進歩、發明

○ 右物品の移量

ノ 第六、場、草、及びゴ、製造

ハ 革、鎧、馬具、皮、檀、及び他の革、を製し、物、糸、衣服、及び莊飾、用、物、を除去、羔皮、紙、及び金箔、製

造、用由る皮

口 皮及び毛皮

ハ ゴム及びガッタペルカの物品、鉱理学

金密術の道具及び機械の一部、

用由る品と除く

ニ 右物品製造の皮明用化

ホ 右物品の称量

○才七場 製金術

イ 金銀鍛冶細工及び服飾等

口 鉄器、銅器、機械、建築器、電器及び

樂律の道具を除く

ハ 他の金属及び交物より製する物

ニ 銃砲の外諸種の武器

ホ 右の物品製造の進歩皮明

ハ 其の称量

○才八場 木材の物品

イ 造作細工（天井、窓戸等）

口 指物細工

ハ ソギ板細工（桶、屋根板、仏師等）

ニ 片板、附木等

木 被^キ板、及^ハ切^キ込^メ細工
 木頭、及^ハ轆轤細工の木
 ト 彫木細工
 テ 塞子
 リ 籠細工
 又 塗木細工、斑點付多る物及^ハ
 鍍金—多る物
 ル 右製造物の發明開化
 才 其称量
 ○第九場 石器、土器硝子器、

才 自然石、細工石、石盤、煉石。細工(天工
 石及人工石、大理石、敷石、床石、瓦、蒔
 飾物、烟管、砥石等)
 口 土器(烟管、皿鉢、煖爐、黒坭^{カラ}等)
 ハ 硝子細工(家財、用ゆ、硝子、偽造
 宝玉、真珠等)
 ニ 古物品製造の進歩後
 木 其称量
 ○第十場 小道具及^ハ想像物
 象牙、鼈甲、真珠、鯨骨の製

造物、燗器、漆器、

口 草乃及青銅等の想像物

ハ 編傘、日笠、扇子、杖、菓等

ニ 櫛、毛拂

ホ 玩弄物

ハ 右物品製造の及明用化

ト 其称量

○第十一場 製紙術

イ 紙筋及製紙盤

ロ 色紙、帛掛、壁掛の形紙、骨牌

等

ハ 製紙器及車

ニ 書画の文房道具

ホ 製本機及其類の細工物

ハ 古物品製造の及明用化

ト 其称量

○第十二場 書画術

イ 書藉印紙

ロ 彫板術

ハ 銅板及鋼板術

二 石板術及び油画術
 ホ 寫真
 へ 銅板繪、ゴイロツクオルク唐草、如キモノヲ
 ト 画手本、莊飾、模様画
 チ 其小道具及び装置
 リ 其秤量

(乙) 展覧を以て其他の物品、次の賞標を以て

す

(イ) 先年の展覧會にお品を出したる人其後
 其物品進化したる

同化進歩ノ賞標

Medal for Progress 進歩ノ賞標

(ロ) 今及此の展覧會にお品を出したる人
 其小の國界を越え及いその所を示し大に功徳を
 したる

功徳ノ賞標

Medal for Merit 功徳ノ賞標

(ハ) 彩色形状の佈置を改良したる物品を

美事名人 美甜ノ賞標 Medal for taste の賞標を
得也

(三) 此會の先年展覧會の事と目程

加徳ノ免狀

を以てする

Diplomas of merit

(丙) おもひなき一人の申立に依りて賞あるの事
を以て分大に由りたるも又誠心者なり

加成ノ賞標

Medal for cooperation の賞標

を以てする

(丁) 人々教育の力を得取らるる業州國界
の經濟及び誠心者の便利良法を極めぬ

得取たる人々の名を以てするの由りとして
別小 名譽ノ免狀 Diplomas of honours の賞標を
與つる也

オノ十五

此展覧會取立の於細なる規則亦此を以てする
の由り也其誠心者に由りて相違なき一般の概
段の法別たる也

あつた年オノ十五に於ける

大統領

アルクエニーク レゲニール

支那後

バロン デ スチット、セシボルン

千の七十三年 維納大展覽會

種類分

イ 山産の禁物 (石炭、介壳、山産油)

ロ 山産礦鑛

ハ 他の山産物 (山塩、硫黄、黒鉛、一、二)

ニ 自然の混成物

ホ 鑛鑛街

製金街ニ関する方法用取昂ち

穿坑、岩、木、取、扱、ハ、測、量、及、図、紙

一 地質術及地質圖
 ト 穿坑製金ニ関する道具及發見物
 千 水産物の貯蔵
 〇 芥子湯 耕作術 圃園術 樹木術
 イ 食料薬材の用ひ 植物 (長久 屠畜術
 産き 生薬 生薬を降く)
 ロ 煙草 及他の麻酔を降く 植物
 ハ 野菜の織緯 (木綿 麻 糸 絹 蚕 蚕糸 蚕座
 ナイナガラス等) 其他製糸を降く 蚕糸
 〇 園の植物

ニ 蚕
 ホ 製糸を降く 取柄の鳥物 考を降く 皮
 草羽毛考
 一 羊毛
 ト 樹木の産物 (杉木 杉皮 杉葉 杉葉
 油 生樹脂 漆料 木 樹皮 消炭)
 千 泥炭
 リ 肥シ
 又 耕作圃園樹木の諸術の用ひ 方法圃取
 圃園の圃面

ル 各種験上の書類
 オ 右産物運送貯蓄の方法 書
 ヲ 園の植栽園圃術の用々 諸産室園の
 場洗滌等の方法 書
 カ 園圃術の新法
 コ 産物の貯蓄
 の中三場 舎密術
 イ 煉菜及い舎密術の園圃舎密の産物(酸
 塩等々)舎密にて出来せる薬品
 ロ 煉菜術の産物 礦水等

ハ 脂及い其製品(スチーレン 炭脂 油酸ク
 リセリン 油の甘キ 酸 燻燭 小蠟燭等)
 ニ 蒸氣罐の製物(精製土油 石油 蒸溜ハマ
 油(ヒリツク酸、ベンゾイン 一種の樹脂 正ニリン等)
 ホ 精氣油及い蒸物
 ヘ スリ附木類
 ト 山産及い人工の染料
 チ 樹脂(洗濯染料、晒す不用々)封蠟假漆
 アルビエーミン 臭膠 糊、デキストリン等)
 リ 舎密術の發明并ニ進歩の事

又 其産物の移量

○少口場 人工の令ら物

イ 粉名物類 麥^モ麥^ヤ并其製物

ロ 砂糖及其製物

ハ 酒精類

ニ 葡萄酒

ホ マール 英國ノ麥酒 ホルトル 麥酒の一種

ヘ 酒酸

○第十三場 機械及心運輸の次第

イ 大運轉機(蒸氣罐、同機、水車、水準水車、壓機、空氣及心風、越懸等)用ゆる機械、煤氣機

ロ 運轉機械(車軸、輪、滑車、引繩等)

ハ 種々要用かる事業ニ用ゆる器械(穿坑、製金、金物細工、木細工、ニ用ゆる器械、襪絲、織布、編組、裁縫、縫箔、ニ用ゆる機、釜、洗濯、掃除、剪切、漆物ニ用ゆる機械、製紙、製本、活字製造、印行、石板、銅板、色板等ニ便かる機械、砂糖製造、油絞、醸酒、燒酒、製造、石酸、蠟燭、糊氷、附木製造の諸

ニ 機械、粉引車、耕耨等諸種の機械并ニ装置
上ニ記せざる他の機械（破裂機、龍吐水、ポン
プ、清気機室中の空気を
清浄にするもの等）

ホ 機械の元行及ひ其部分

ヘ 鑛道機械（概関車、荷車、乗車、旅人を乗せ
るもの）及ひ其部

分、鑛道車及ひ其部分、鑛道仕事場及ひ鑛道

光明物ニ用ゆる格別の機械并其装置、建築

及ひ其植物の次勞雪除け等）

ト 蒸気度計、量力機、ワラジオメーター等

チ 鑛道ニ属せざる車駕の類不殘

リ 其称量

○第十四場 究理学及ひ外科術

イ 数学、天文、医術、舎密術の機械（尺度、秤量、分析

ニ用ゆる器、視学及ひ電信の機器）

ロ 外科道具并ニ装置（假肢、入歯等）

ハ 時辰機、自鳴鐘、袖時計、及ひ其部分、クロノス

コープ、クロノグラフ以上二品ハ曆術ニ
用ユル器ナリ、越歴仕掛

の自鳴鐘

ニ 其称量

○第十五場 樂器

イ	音律諸器
ロ	樂器の部分 <small>(絃、弓<small>胡弓</small>、臺、皮<small>大鼓</small>、鍵、管等)</small>
ハ	發音の裝置 <small>(遠活管、相國笛等)</small>
ニ	鐘、鐘歌
ホ	其称量
	○第十七場 軍術
イ	軍勢の處置並差集の法
ロ	軍備、戎服、鎧
ハ	砲術
ニ	兵器

ホ	健体術
ヘ	兵卒教育練
ト	地圖を作る術及ハ歴史代編む術
	○第十七場 航海
イ	航海術の諸品
ロ	湖河航行ニ用ゆる艇舟の雛形又ハ圖面、海船、沼濱船 <small>海岸ノ乗</small> 、高船、軍艦、倉船、船中の用意
ハ	船艦造営ニ用ゆる道具及ハ裝置
ニ	航行ニ用ゆる水陸の仕事 <small>(造船場、港、水櫃、浮</small>
	場、浮臺場、港口防禦等の雛形又ハ圖

ホ 海岸測量術、海図、天文測量術、水夫士官の教
法

○第十八場 製錬術、建築術

イ 建家の物品、煉火石製造、鑛床細工、材木の取
扱、人工石、里坭の細工物等

ロ 基礎の用法（柱、子デ柱、ユツタルタム、ワク
モリ等）
キソル等

ハ 土工に用ゆる業明物等道具（堀穿つ機械、土
坭又ハ物品を運送し引挙げ又ハ荷ふ為の
機械装置）

ニ 道路鑛道に用ゆる物品装置（路ナラシ棒、鉄
道上の建家、標木、十字架、タルンテーブル、ツ
レペルシンングテーブル、インクラインドプ
ラン 以上三等ハ道路ヲ屈曲、平滑、斜傾スル
ヲメニ用ユル器械ナランカ 船留所及ハ諸
種の鉄道立場等）

ホ 海に關せざる水利器械（川、堀、割、沼、堤防等の
仕事）

ヘ 橋梁水道等の雛形又ハ圖面
ト 客舎、住家、兵營、懲惡所、惡人ヲ捕、置テ
鐵ヲ直ス所 牢獄、病院、
学校、戲場、人豆小屋等の圖面雛形、建家ニ於

て重き物を引揚又ハ運轉せる仕掛、一般家
室の画圖、大工の苦械、小道具

テ 家室中人をして健康便利ニせん為めの装
置、光明(点燈、貯水、雪隠、明り取り等)

リ 耕作苦械、耕作、墻籬、水利等の画圖、園中の亭、
家畜養所、倉庫、厩、肥溜等

又 仕事場、糸繰車、織機車、糸引車、焼酒製造所、
醸酒所、砂糖製造所、土藏、木引車、船艦囿所等

○第十九場 私住家及び其造作裝飾
イ 開化人民住家の方法圖取雛形

口 家屋造作十分全備の画圖雛形

○第二十場 借家及び其造作家財小道具

イ 世界各國人民借家の方法圖取又ハ雛形

口 農民居室の画圖方法雛形及び其家財装置

○第二十一場 内職業

イ 壺焼所、磁器

口 細工物、壁掛の花壇、絳箔、罎縁、及び他の針仕

事の物

ハ 金物類

彫刻細工及び其小道具

○第二十二場 諸博物館

イ 近世諸種の博物館(ロントンの南ケンシン
トンの博物館、及び維納、伯靈、模子港等の博
物場)

ロ 近世の諸博物館より出る諸物品を示次

○第二十三場 宗教に關する事

イ 寺院の裝飾(壁障の飾、模様硝子、画硝子等)

ロ 寺院の家財(神机、夙琴、說法坐、腰掛、神蓋入の
箱等)

ハ 神机、說法坐、十字架像、神蓋、燭臺、神札、掛、毛氈

高坐掛、等諸蓋の裝飾

ニ 沐浴受戒及び葬式に用ゆる物品

○第二十四場 好事家、貯藏人より差出を

古珍蓋

イ 古代名工の畫

ロ 古銅、珐瑯蓋、油画、磁蓋等

○第二十五場 千八百六十二年第一龍嶺

展覽會以來に産せし近時の細工物

イ 近時建築学の良法、錐形測量等

ロ 刻像術、圓面、小キ像形共

○第廿六場 教法教育

イ 養育、小兒を育て躰け教ゆるよ善良なる可
為、光明、及び其出生より学校へ入るまでの
理学性理学の教へ其養育の法、子見と安眠
をする寵愛、及び遊園遊獵遊戯及び其健康
術

ロ 教育、学校はニ維形図面ニ都て学校の装置
及び教法の旨意を示し教育の書物、記
録、学校の書記、及び其法則

(甲) 小学校、此局ハ盲聾啞愚の教育ヲ包

括ス

(乙) 中学校、是ハ近用の学文及び近世の
語学教育を包括ス

(丙) 術学校

(丁) 総大学校

ハ 一 技藝の教法、大人の教育、出板書庫学校會
社

都ての機械ハ第十三場ニ排列をへし然し物品
の格別なる種類を製造せり為の器械ハ其器械
の属する場の監察其器械師の助けを以て之を

吟味裁判を又其所に其品物を置人事を願ふ場
所を撰ぶハ物品差出し人の勝手なる處に但一
場に限らば其物品を差置とし不苦事

○増加展開

- 一 業明物の記録
- 二 職業の記録
- 三 クレモナの樂器
- 四 不用物を取て有用とせる事其物品
- 五 物價の記録
- 六 在界貿易の説明

○一時の展覧

- 一 生動物(馬、牛、羊、豚、犬、鳥、魚等)
 - 二 屠肉、野獸の肉、家禽、豚脂等
 - 三 乳汁類
 - 四 園圃の産物(生菓、生菜、花、植木等)
 - 五 開拓樹林術ニ害ある生草木
- 右展覧物の格段なる規則等ハ此後出板せし

千八百七十一年九月十六日 謹納

大分領

マルクジエーフレグニール

支那頭

ハロニテスチワルドセンホルン

考川外務権大録

言一

